

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel048-844-8972 Fax048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>



第15回通常総会報告



6月26日(火) 10時より、さいたま市の浦和コミュニティセンター第15集会室において第15回通常総会を開催しました。当日は、団体・個人正会員、傍聴を含め60名が出席し、「2017年度事業報告、活動決算」「役員選任」の2議案は賛成多数で承認されました。

※ 表決権総数126個中、実出席28個、委任4個、書面73個 計105個(採決時)

理事会から推薦された個人正会員の青柳則子さんの司会で開会し、議長に個人正会員の古久根章典さんを選任しました。議事録署名人に個人正会員の小田好美さん、滝澤玲子さんを選任、書記に活動委員の菅さん、入木さんを任命しました。

主催者挨拶

会を代表し池本誠司理事長から「なくす会はさらにスケールアップし大きくなろうとしています。活動委員会では消費者目線で活動し、検討委員会でもたくさんの事案に取り組んでいます。消費者被害防止サポーターの養成など消費者、消費者団体の活力を引出す活動で大きな成果を上げています。また今年には全国で3団体目となる特定適格消費者団体に認定されました。記念シンポジウムでは集団的消費者被害回復制度について学習し、課題などについて議論する予定です。」との挨拶がありました。



▲主催者挨拶
池本理事長

来賓挨拶

埼玉県県民生活部消費生活課 課長の田中様から「適格消費者団体として差止請求訴訟を始めとした消費者被害の未然防止のための活動に深く敬意を申し上げます。さらに4月24日には特定適格消費者団体に認定されたことは喜ばしく、心強く思っています。県としてもこれまで以上に支援していきたいと思っております。県では、平成29年4月に埼玉県消費生活基本計画を策定しました。すべての県民の豊かな消費者生活のためになくす会を始めとした消費者団体との連携がますます重要になると考えています。消費者被害防止サポーターの活動推進などの各種事業への引き続きのご支援、ご協力をお願いします。」とのご挨拶をいただきました。



▲来賓挨拶
田中消費生活課課長

議案審議

議長より、表決権数を満たし本総会が成立していることが報告された後、岩岡宏保専務理事より第1号議案「2017年度事業報告、活動決算」、第2号議案「役員選任」の提案、渡部慎太郎監事から監査報告を行いました。質疑応答の後、各議案について採決を行ない、第1号議案、第2号議案は賛成多数で承認されました。



▲採決の様子



▲活動委員会報告
活動委員 2名より

報告事項

第1回理事会の開催後、岩岡専務理事より2018年度の理事会体制、検討委員、活動委員を紹介し、続いて「2018年度の事業計画と活動予算」を報告した後、長田検討委員会委員長による(株)NTTドコモ訴訟、

(有)台企画訴訟、入院時アメニティに関する申入れ活動などの検討委員会事例報告、活動委員2名による活動報告を行いました。



▲検討委員会報告
長田委員長

★★総会同日、特定適格消費者団体認定記念講演を開催しました★★

「あなたのお金、取り戻せるかも！～集団的消費者被害回復制度って何？～」

講師：NHK解説委員 今井純子さん

〈概要〉差止請求制度には、①個々の事業者に対する申入れ・裁判手続が必要であるが、収入につながらないなどの財政的な問題、②事業者が消費者に返金する制度ではなく、消費者に認知されないなどの限界がありました。被害回復制度は、広く呼びかけすることで被害者を発掘することができる画期的な制度です。団体は報酬が支払われることで収入につながり、消費者は自分も対象者であることに気づき、自ら裁判を起こす必要もないなど双方にメリットがあります。しかし、まずは団体に被害情報が寄せられることが必要であり、啓発が望まれます。



▲講師
今井純子さん

シンポジウム

パネリスト：消費者機構日本 磯辺浩一専務理事

消費者支援機構関西 島川 勝被害回復検討委員会委員長

埼玉消費者被害をなくす会 長田淳差止請求・被害回復検討委員会委員長

消費者団体訴訟制度が始まって10年となる「適格消費者団体」としての取り組み、成果が出ている一方で見えてきた課題と克服するための取り組み、被害回復のための訴訟提起の権限を与えられた「特定適格消費者団体」としての活動状況と課題について、3団体から報告がありました。コーディネーターも務めていただいた今井さんからは、適格消費者団体は行政に代わって事業者の違法な契約などを改めさせ、幅広く消費者の被害を防いでいるが、この制度がうまく力を発揮するために消費者に認知されることが必要で、マスコミをはじめ社会全体で支援することが必要だとコメントがありました。



▲左から磯辺氏、島川氏
長田氏

(株)NTTドコモに対する差止請求訴訟 控訴審第1回期日が決まりました



なくす会は、2018年4月19日の差止請求訴訟判決を不服とし、同年4月27日付けで東京高等裁判所に控訴しました。第1回期日は以下の通りです。

平成30年7月18日(水) 10時30分 東京高裁511号法廷
事件番号：平成30年(ネ)第2658号



㈱ディー・エヌ・エーに対し、差止請求訴訟を提起しました

2018年7月9日午前、「株式会社ディー・エヌ・エー」(本社：東京都渋谷区)に対する差止請求訴訟をさいたま地方裁判所民事部に提起し、同日11時より埼玉弁護士会館にて会見を行いました。

当該事業者が運営するポータルサイト「モバゲー」のサービス利用契約には、消費者契約法第8条第1項で無効とする内容が含まれている条項があるとし、該当する規約の使用差止を求めました。



差止の対象となった条項及びその理由

第4条 携帯電話

3 携帯電話及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はモバゲー会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。



文言上、パスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者使用という事態が生じるに至った責任の所在が限定されておらず、すなわち被告に故意過失がある場合も含め、文言上、「被告が一切責任を負わない」条項であり消費者契約法8条1項1号もしくは3号に抵触する。

第7条 モバゲー会員規約の違反等について

3 当社の措置によりモバゲー会員に損害が生じても、当社は一切損害を賠償しません。



当社の措置をとる事由として、同条1項に「c. 他のモバゲー会員に不当に迷惑をかけた」と当社が判断した場合」「e. その他、モバゲー会員として不適切であると当社が判断した場合」を含む5つの事由が列挙されていますが、「措置」をとるにあたって、その故意過失に基づき誤った判断をし、その結果、会員に損害を与える事態が生じた場合などを除外することなく、文言上、被告が一切損害を賠償しなくともよいという規定となっており、消費者契約法8条1項1号、3号に抵触する。

第10条 料金

1 モバゲー会員は、当社の定める有料コンテンツを利用する場合には、当社の定める金額の利用料金を当社の定める方法により当社の定める時期までに支払うものとし、また、当社は理由の如何にかかわらず、すでに支払われた利用料金を一切返還しません。



モバゲー内におけるシステムトラブルによる二重課金や、コンテンツ内においてアイテム購入後にアイテムの性能の大幅な変更をすることなど、被告側の過失や債務不履行が想定される事態などを除外することなく、文言上、被告は受領した料金を返還しないという規定になっており、消費者契約法8条1項1号、3号に抵触する。

第12条 当社の責任

4 本規約において当社の責任について規定していない場合で、当社の責めに帰すべき事由によりモバゲー会員に損害が生じた場合、当社は1万円を上限として賠償します。



1万円の支払い対象として、「本規約において当社の責任について規定していない場合」との条件を付しており、そうすると、本件利用規約内で責任を規定している条項、すなわち「一切責任を負わない」と規定している上記条項（同4条3項、7条3項、10条1項）1万円の賠償対象とならないと解釈できる。したがって、同項はその前段部分「本規約において当社の責任について規定していない場合」について、消費者契約法8条1項1号、3号に抵触する。

☞これまでに経緯等は、なくす会ホームページ>申入れ・差止請求関連をご覧ください

8月28日（火）10時～ 消費者力アップ学習会を開催します

成年年齢が引下げになると ～こんなこと、あんなことに要注意！～



成年年齢が引下げになると、どんなことが問題になるのでしょうか。バイクやパソコンを買ったり、クレジット契約を結んだり、お金を借りたりする場合、親の同意なしに自由に契約することができるようになりますが、後から不利な契約だとわかって、原則、取り消すことができなくなってしまいます。

商品を買ったり、サービスを受けたり、契約したりする時に気を付けなければいけないことを学ぶことが大切です

日時：2018年8月28日（火） 10：00～12：00

会場：浦和コミュニティセンター第13集会室

（JR浦和駅東口 徒歩1分 浦和パルコ上 コムナーレ10階）

講師：保足 和之氏（国民生活センター 相談情報部）

定員：80名（要申込み）

申込み・問合せ：Tel 048-844-8972 Fax 048-829-7444



**会員募集中です！寄附金での活動支援もお願いします
会員の皆様、会費の納入をよろしくお願いします**



正会員（団体、個人）、賛助会員（団体、個人）としてなくす会の活動を支えていただける団体、個人の方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください！

年会費：団体正会員：1万円、個人正会員：3千円

団体賛助会員：3千円、個人賛助会員：千円

振込先：埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 No. 5098908



商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） Tel 048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン Tel 188（いやや!）（0570-064-370）